

令和4年9月定例月議会議案一覧

議案番号	件名
報告 9	令和3年度豊明市継続費に係る精算報告について
報告 10	健全化判断比率の報告について
報告 11	放棄した債権の報告について
議案 54	教育委員会の委員の任命について
議案 55	財産の買入れについて（大宮小学校校舎）
議案 56	令和4年度豊明市一般会計補正予算（第5号）について
議案 57	財産の買入れについて（救助資機材搭載型積載車）
議案 58	市道の路線廃止について
議案 59	市道の路線認定について
議案 60	豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案 61	令和4年度豊明市一般会計補正予算（第6号）について
議案 62	令和4年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

報告第9号

令和3年度豊明市継続費に係る精算報告について  
継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項  
の規定により議会に報告する。

令和4年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和3年度豊明市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較							
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳						
					特 定 財 源					一 般 財 源	特 定 財 源				一 般 財 源	特 定 財 源				一 般 財 源	
					国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他			国 支 出	県 金	地 方 債			そ の 他	国 支 出	県 金	地 方 債		そ の 他
			元	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
				547,510,000	157,191,000	312,800,000	0	77,519,000	0	0	0	0	0	547,510,000	157,191,000	312,800,000	0	77,519,000			
			2	121,650,000	64,800,000	55,500,000	0	1,350,000	326,075,620	146,002,000	162,554,000	0	17,519,620	-204,425,620	-81,202,000	-107,054,000	0	-16,169,620			
			3	0	0	0	0	0	179,717,800	26,681,000	23,700,000	0	129,336,800	-179,717,800	-26,681,000	-23,700,000	0	-129,336,800			
			計	669,160,000	221,991,000	368,300,000	0	78,869,000	505,793,420	172,683,000	186,254,000	0	146,856,420	163,366,580	49,308,000	182,046,000	0	-67,987,420			

報告第10号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和3年度における豊明市の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり報告する。

令和4年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

## 健全化判断比率

### 1 実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	12.76%	20.00%

令和3年度における豊明市の実質赤字比率	※	—
※ 11.45%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

### 2 連結実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	17.76%	30.00%

令和3年度における豊明市の連結実質赤字比率	※	—
※ 14.61%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

### 3 実質公債費比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	25.0%	35.0%

令和3年度における豊明市の実質公債費比率		-0.2%
3カ年平均(令和元、2、3年度)の実質公債費比率は、-0.2%です。		

### 4 将来負担比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	350.0%	—

令和3年度における豊明市の将来負担比率	※	—
※ 55.8%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

### 5 公営企業における資金不足比率

指標名	経営健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	20.0%	—

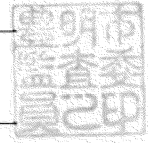
令和3年度における豊明市の資金不足比率	※	—
※ 水上太陽光発電事業特別会計は、11,153千円の剰余額、 下水道事業会計は、130,733千円の剰余額であり、資金不足は生じて おりません。		

豊監第52号  
令和4年8月4日

豊明市長 小浮正典 様

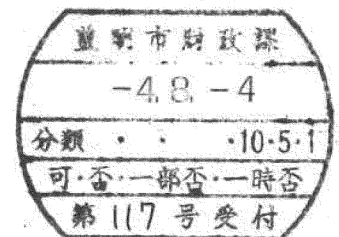
豊明市監査委員 古橋洋

豊明市監査委員 月岡修



令和3年度豊明市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見  
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおりその意見を提出する。



## 令和3年度豊明市健全化判断比率審査意見書

### 第1 審査の対象

令和3年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和4年8月2日から令和4年8月4日まで

### 第3 審査の主な着眼点及び方法

審査に当たっては、豊明市監査基準に準拠し令和4年度の豊明市監査計画に則って、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないかについて、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。

### 第4 審査の結果

#### 1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

健全化判断比率	令和3年度		財政再生基準
	比 率	早期健全化基準	
① 実質赤字比率	—	12.76	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.76	30.00
③ 実質公債費比率	△0.2	25.0	35.0
④ 将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率が生じていない場合、「—」で表示する。

※ 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

## 2 個別意見

### (1) 実質赤字比率について

一般会計等（本市の場合は一般会計に土地取得特別会計及び墓園事業特別会計を加えた会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する指標である。

令和3年度決算における一般会計等の実質収支は1,750,635千円の黒字となっており、実質赤字比率は生じていない。

### (2) 連結実質赤字比率について

全会計を対象とした実質赤字額と資金不足額の合計額（連結実質赤字額）の標準財政規模に対する指標である。

令和3年度決算における連結実質収支は2,232,118千円の黒字となっており、連結実質赤字比率は生じていない。

### (3) 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する指標で、3か年の平均である。

令和3年度実質公債費比率(令和元年度から令和3年度の3か年平均)は $\Delta 0.2\%$ となり、早期健全化基準の $25.0\%$ と比較すると、これを下回っている。

### (4) 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する指標である。

令和3年度決算においては、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率は生じていない。

## 3 是正改善を要する事項

健全化判断比率の全てにおいて、早期健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。



## 令和3年度豊明市資金不足比率審査意見書

### 第1 審査の対象

令和3年度決算に基づく下水道事業会計、水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和4年8月2日から令和4年8月4日まで

### 第3 審査の主な着眼点及び方法

審査に当たっては、豊明市監査基準に準拠し令和4年度の豊明市監査計画に則って、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないかについて、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。

### 第4 審査の結果

#### 1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

会計名	令和3年度 資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0
水上太陽光発電事業特別会計	—	

※ 資金不足比率が生じていない場合、「—」で表示する。

## 2 個別意見

### (1) 資金不足比率について

下水道事業会計、水上太陽光発電事業特別会計における事業規模に対する資金不足額の指標である。

各会計とも令和3年度決算において資金不足比率は生じていない。

## 3 是正改善を要する事項

下水道事業会計、水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率は、経営健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

報告第11号

放棄した債権の報告について

豊明市債権管理条例第13条第1項の規定に基づき、市の債権を別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

## 私債権等放棄調書

所管課 学校教育課

債権の名称	学校給食費
債権の金額及び件数	1 2 4, 3 4 1 円 (1 件)
債権を放棄した理由	消滅時効に係る時効期間が満了し、私債権等放棄審査会において審査され、放棄妥当と決定したため。 (豊明市債権管理条例第 1 3 条第 1 項第 1 号該当)

債権の名称	学校給食費
債権の金額及び件数	1 1 3, 0 8 5 円 (9 件)
債権を放棄した理由	徴収停止措置後相当期間が経過したが、弁済する見込みがないと私債権等放棄審査会において審査され、放棄妥当と決定したため。 (豊明市債権管理条例第 1 3 条第 1 項第 4 号該当)

議案第54号

教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員久留島夕紀氏は、令和4年9月30日任期満了となるので、下記の者を任命するものとする。

令和4年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市大久伝町

氏 名 南 寿樹

生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 55 号

財産の買入れについて

下記のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 4 年 8 月 25 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 物 品 名     | 大宮小学校校舎   |
| 2 | 納 入 場 所   | 豊明市立大宮小学校   |
| 3 | 数 量       | 1 棟   |
| 4 | 買 入 金 額   | 42,130,000 円  |
| 5 | 買 入 先     | 名古屋市千種区仲田二丁目 15 番 8 号 N T ビル 10 階<br>株式会社内藤ハウス 名古屋支店<br>支店長 海川 敬一 |
| 6 | 契 約 の 方 法 | 8 社の指名競争入札  |

説 明

この案を提出するのは、大宮小学校における多目的に活用できる教室が不足していること及び放課後子ども教室を当該校内に設けるため新たに校舎設置の必要があるからである。

議案第 56 号

令和 4 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 5 号）





議案第 56 号

令和 4 年度豊明市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度豊明市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 101,885 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,234,987 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 25 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		1,294,384	101,885	1,396,269
	1 基金繰入金	1,251,943	101,885	1,353,828
歳入合計		23,133,102	101,885	23,234,987

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,300,942	100,251	3,401,193
	1 総務管理費	2,511,527	100,251	2,611,778
3 民生費		10,771,845	1,634	10,773,479
	2 児童福祉費	4,277,095	1,634	4,278,729
歳 出 合 計		23,133,102	101,885	23,234,987

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	876,943	101,885	978,828
計	1,251,943	101,885	1,353,828

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	101,885	財政調整基金繰入金 101,885 増

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	639,215	100,251	739,466	14. 工事請負費	100,251
計	2,511,527	100,251	2,611,778		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 保育園費	2,605,045	1,634	2,606,679	10. 需用費	102
				消耗品費	102
				17. 備品購入費	1,532
計	4,277,095	1,634	4,278,729		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
4 公共施設管理事業	100,251				100,251	福祉体育館空調設備改修 53,424 工事費 保育園空調設備改修工事 26,449 費 小中学校空調設備改修工 20,378 事費
計	100,251				100,251	
	100,251				100,251	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 保育事業	1,634				1,634	消耗品費 102 増 保育園備品購入費 1,532 増
計	1,634				1,634	
	1,634				1,634	

議案第 57 号

財産の買入れについて  
下記のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 4 年 8 月 25 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名   | 救助資機材搭載型積載車                                    |
| 2 | 納 入 場 所 | 豊明市消防団   |
| 3 | 数 量     | 2 台  |
| 4 | 買 入 金 額 | 27,500,000 円                                   |
| 5 | 買 入 先   | 名古屋市中区金山二丁目 1 番 5 号<br>平和機械株式会社<br>代表取締役 小野 寛利 |
| 6 | 契約の方法   | 6 社の指名競争入札                                     |

説 明

この案を提出するのは、救助資機材搭載型積載車を買い入れるため必要があるからである。



議案第 5 8 号

市道の路線廃止について

道路法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり廃止するものとする。

令和 4 年 8 月 2 5 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

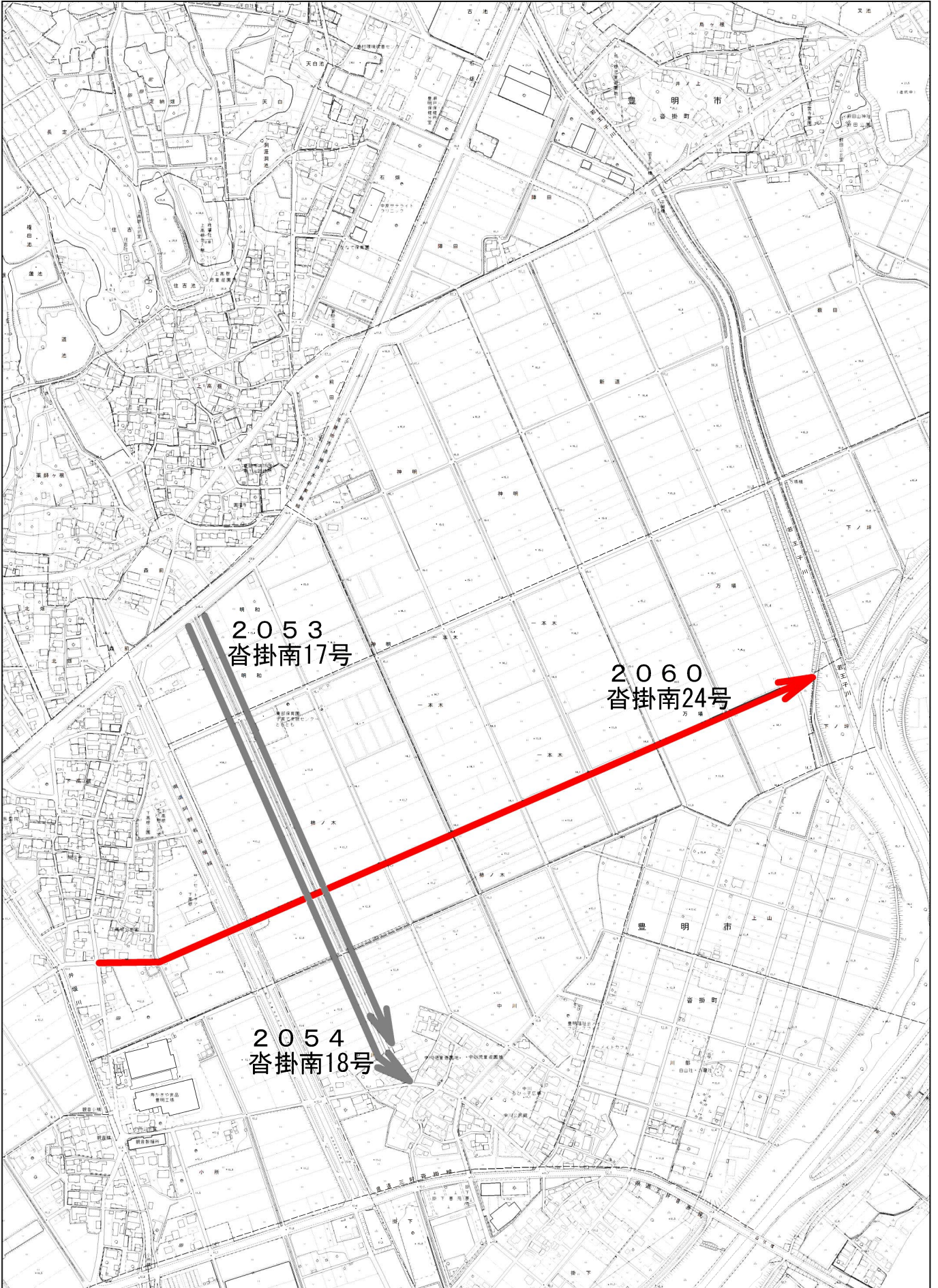
記

路線番号	路線名	起 終	点 点	摘 要
2 0 5 3	沓掛南 1 7 号	豊明市沓掛町明和 3 番地先 豊明市沓掛町中川 1 3 2 番地先		附図
2 0 5 4	沓掛南 1 8 号	豊明市沓掛町明和 2 番地先 豊明市沓掛町中川 1 3 6 番地先		附図
2 0 6 0	沓掛南 2 4 号	豊明市沓掛町下高根 3 4 4 番地先 豊明市沓掛町万場 3 8 番地先		附図

説 明

この案を提出するのは、開発により市道を廃止する必要があるからである。

# 附図



議案第 59 号

市道の路線認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものとする。

令和 4 年 8 月 25 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

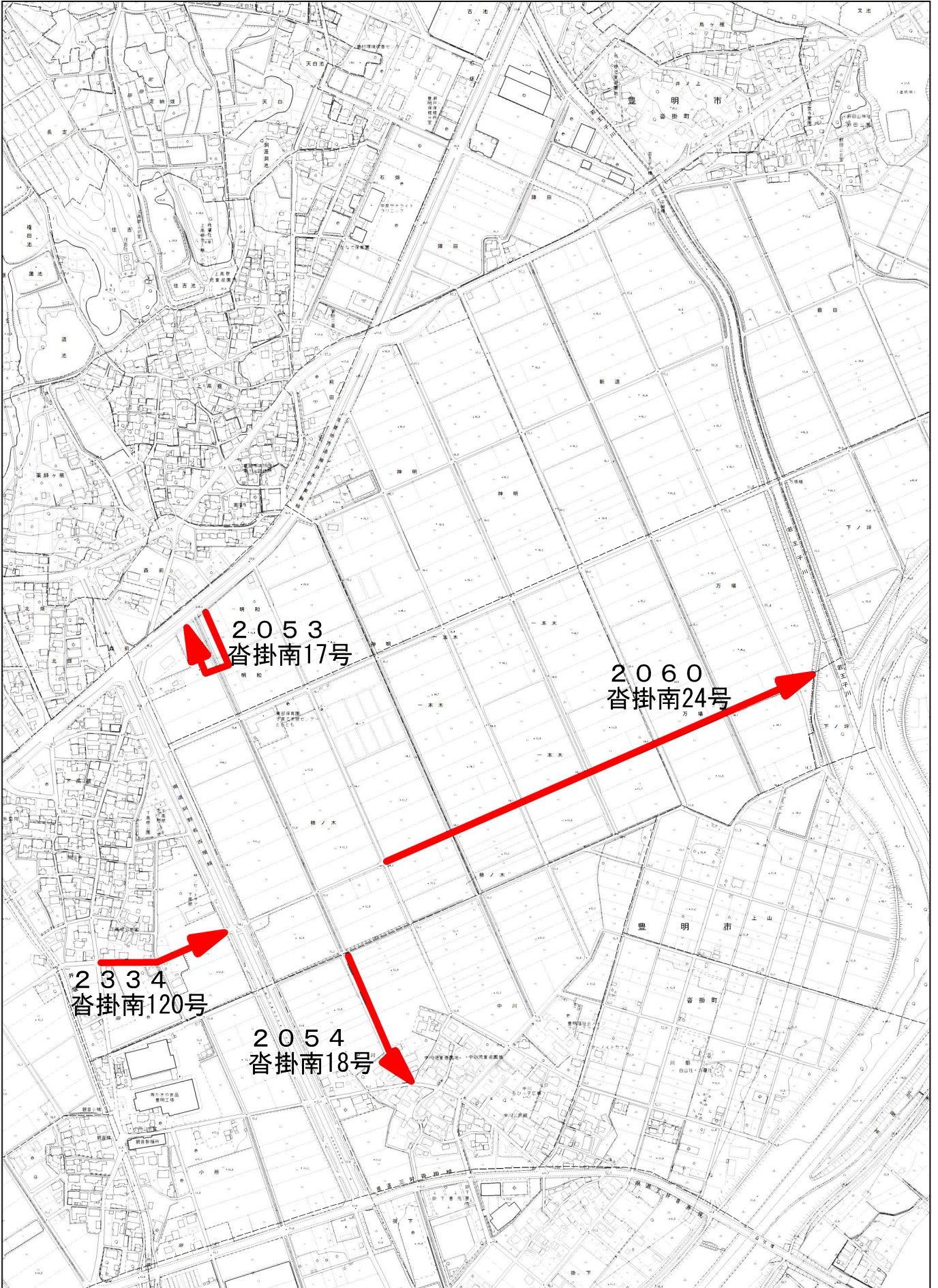
記

路線番号	路線名	起 終	点 点	摘 要
2053	沓掛南 17 号	豊明市沓掛町明和 3 番地先 豊明市沓掛町明和 2 番地先		附図
2054	沓掛南 18 号	豊明市沓掛町中川 2 番 1 地先 豊明市沓掛町中川 1 3 6 番地先		附図
2060	沓掛南 24 号	豊明市沓掛町柿ノ木 39 番地先 豊明市沓掛町万場 38 番地先		附図
2334	沓掛南 120 号	豊明市沓掛町下高根 344 番地先 豊明市沓掛町下高根 332 番地先		附図

説 明

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからである。

# 附図



議案第60号

豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和4年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則等の改正に伴い改正する必要があるからである。

## 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」の前に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

（3） 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に

該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。



(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 6 1 号

令和 4 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 6 号）



議案第 6 1 号

令和 4 年度豊明市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度豊明市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 5, 9 3 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 7 6 0, 9 2 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 8 月 2 5 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,568,144	186,974	3,755,118
	1 国庫負担金	2,797,039	143,831	2,940,870
	2 国庫補助金	637,553	43,143	680,696
15 県支出金		2,034,013	4,326	2,038,339
	1 県負担金	1,076,006	911	1,076,917
	2 県補助金	767,709	3,415	771,124
17 寄附金		202,010	76,360	278,370
	1 寄附金	202,010	76,360	278,370
18 繰入金		1,396,269	258,277	1,654,546
	1 基金繰入金	1,353,828	258,277	1,612,105
歳入合計		23,234,987	525,937	23,760,924

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		228,934	685	229,619
	1 議会費	228,934	685	229,619
2 総務費		3,401,193	62,699	3,463,892
	1 総務管理費	2,611,778	57,442	2,669,220
	2 徴税費	356,246	5,257	361,503
3 民生費		10,773,479	79,355	10,852,834
	1 社会福祉費	5,667,104	7,241	5,674,345
	2 児童福祉費	4,278,729	38,314	4,317,043
	3 生活保護費	801,119	33,800	834,919
4 衛生費		2,086,055	187,934	2,273,989
	1 保健衛生費	1,080,269	187,934	1,268,203
6 農林水産業費		217,507	1,501	219,008
	1 農業費	217,490	1,501	218,991
9 消防費		870,549	1,269	871,818
	1 消防費	870,549	1,269	871,818
10 教育費		2,281,438	116,684	2,398,122
	1 教育総務費	720,810	3,862	724,672

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 小学校費	392,546	35,222	427,768
	3 中学校費	174,858	18,812	193,670
	4 社会教育費	325,350	4,329	329,679
	5 保健体育費	667,874	54,459	722,333
13 諸支出金		8,387	75,810	84,197
	1 基金費	8,387	75,810	84,197
歳 出 合 計		23,234,987	525,937	23,760,924

第2表 債務負担行為補正  
追 加

事 項	期 間	限 度 額
小中学校英語指導業務委託事業	令和5年度から 令和7年度まで	千円 91,684



歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,678,411	1,822	2,680,233
2. 衛生費国庫負担金	118,628	142,009	260,637
計	2,797,039	143,831	2,940,870

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費国庫補助金	125,253	43,143	168,396
計	637,553	43,143	680,696

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費県負担金	1,073,782	911	1,074,693
計	1,076,006	911	1,076,917

単位：千円

節		説明
区分	金額	
7. 福祉医療費負担金	1,822	養育医療費支給事業負担金 1,822 増
1. 衛生費負担金	142,009	新型コロナウイルス対策事業費等負担金 142,009 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 衛生費補助金	43,143	新型コロナウイルス対策事業費等補助金 43,143 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
9. 福祉医療費負担金	911	養育医療費支給事業負担金 911 増

## 15 款 県支出金

## 2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	691,618	3,331	694,949
5. 農林水産業費県補助金	15,906	84	15,990
計	767,709	3,415	771,124

## 17 款 寄附金

## 1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	202,010	76,360	278,370
計	202,010	76,360	278,370

## 18 款 繰入金

## 1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	978,828	258,277	1,237,105
計	1,353,828	258,277	1,612,105

単位：千円

節		説明
区分	金額	
6. 保育園費補助金	3,331	保育所等給食費軽減対策支援金 3,331
1. 農業費補助金	84	農地利用最適化交付金 84 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	76,360	土木対策費寄附金 75,810 災害対策費寄附金 500 市民活動推進費寄附金 50

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	258,277	財政調整基金繰入金 258,277 増

歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 議会費	228,934	685	229,619	1. 報酬	521
				3. 職員手当等	156
				8. 旅費	8
計	228,934	685	229,619		

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	739,466	38,312	777,778	10. 需用費	22,412
				光熱水費	22,412
				14. 工事請負費	15,900
8. 企画費	97,718	389	98,107	1. 報酬	221
				8. 旅費	71
				10. 需用費	97
				光熱水費	97
11. 市民活動推進 費	147,827	16,836	164,663	10. 需用費	2,800
				消耗品費	2,800

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 事務局事業	685				685	議会庶務事務 521 増 会計年度任用職員期末手当 156 会計年度任用職員費用弁償 8
計	685				685	
	685				685	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 庁舎維持管理事業	22,412				22,412	光熱水費 22,412 増
4 公共施設管理事業	15,900				15,900	共生交流プラザ環境改善工事費 9,653 網戸設置工事費 6,247
計	38,312				38,312	
1 企画事務事業	292				292	民間活用事業推進アドバイザー報酬 221 費用弁償及び普通旅費 71 増
2 地域創生事務事業	97				97	光熱水費 97 増
計	389				389	
1 市民活動推進事業	16,836			50	16,786	消耗品費 2,800 増 指定管理料 3,725 増

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(市民活動推進 費)				12. 委託料	5,888
				14. 工事請負費	1,660
				17. 備品購入費	6,488
12. 電算管理費	134,110	1,905	136,015	12. 委託料	550
				13. 使用料及び賃借 料	172
				17. 備品購入費	1,183
計	2,611,778	57,442	2,669,220		

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 税務総務費	274,794	257	275,051	10. 需用費	257
				印刷製本費	257
2. 徴収費	81,452	5,000	86,452	22. 償還金、利子及 び割引料	5,000
計	356,246	5,257	361,503		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
						共生交流プラザ整備委託料 2,163 営繕工事費 1,660 増 共生交流プラザ備品購入費 6,488
計	16,836			50	16,786	
1 電算管理事業	1,905				1,905	電算関係委託料 550 増 アクセスポイント使用料 172 備品購入費 1,183
計	1,905				1,905	
	57,442			50	57,392	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
4 税務総務事務事業	257				257	印刷製本費 257 増
計	257				257	
1 徴収計算事業	5,000				5,000	過誤納還付金 5,000 増
計	5,000				5,000	
	5,257				5,257	



3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	873,807	3,210	877,017	10. 需用費	3,210
				光熱水費	3,210
4. 福祉医療費	833,093	4,031	837,124	10. 需用費	207
				消耗品費	207
				11. 役務費	180
				通信運搬費	180
				19. 扶助費	3,644
計	5,667,104	7,241	5,674,345		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	1,672,050	33,097	1,705,147	10. 需用費	170
				消耗品費	170
				11. 役務費	50
				通信運搬費	50
				13. 使用料及び賃借 料	128
				14. 工事請負費	209
				17. 備品購入費	1,596
				18. 負担金、補助及 び交付金	30,944
2. 保育園費	2,606,679	5,217	2,611,896	18. 負担金、補助及 び交付金	5,217

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
4 社会福祉総務事務事業	3,210				3,210	光熱水費 3,210 増
計	3,210				3,210	
1 福祉医療事業	3,824	2,733			1,091	通信運搬費 180 増 養育医療助成費 3,644 増
2 福祉医療事務事業	207				207	消耗品費 207 増
計	4,031	2,733			1,298	
	7,241	2,733			4,508	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	33,097				33,097	消耗品費 170 増 通信運搬費 50 増 機器借上料 128 増 子育て支援センター整備 209 工事費 備品購入費 1,596 増 ひとり親家庭自転車駐車 944 場利用料補助金 出産育児給付金 30,000
計	33,097				33,097	
2 保育事業	5,217	3,331			1,886	保育所等給食費軽減対策 5,217 支援金

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	4,278,729	38,314	4,317,043		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務 費	81,417	33,800	115,217	22. 償還金、利子及 び割引料	33,800
計	801,119	33,800	834,919		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 健康推進費	440,694	185,152	625,846	10. 需用費	900
				消耗品費	900
				11. 役務費	5,358
				通信運搬費	5,358
				12. 委託料	178,894
5. 保健センター 運営費	9,333	2,782	12,115	10. 需用費	2,782
				光熱水費	2,782

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	5,217	3,331			1,886	
	38,314	3,331			34,983	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	33,800				33,800	非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金返還金 33,800
計	33,800				33,800	
	33,800				33,800	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 新型コロナウイルス感染症予防接種事業	185,152	185,152				消耗品費 900 増 通信運搬費 5,358 増 予約受付等委託料 37,186 増 予防接種委託料 141,708 増
計	185,152	185,152				
1 保健センター運営事業	2,782				2,782	光熱水費 2,782 増
計	2,782				2,782	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	1,080,269	187,934	1,268,203		

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 農業委員会費	10,827	168	10,995	11. 役務費	135
				通信運搬費	51
				保険料	84
				13. 使用料及び賃借料	33
2. 農業総務費	58,287	1,333	59,620	10. 需用費	1,248
				光熱水費	1,248
				17. 備品購入費	85
計	217,490	1,501	218,991		

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 災害対策費	35,318	1,269	36,587	10. 需用費	639
				光熱水費	639
				17. 備品購入費	630

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	187,934	185,152			2,782	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 農業委員会事業	168	84			84	通信運搬費 51 増 保険料 84 モバイルシステム使用料 33
計	168	84			84	
3 農業総務事務事業	1,333				1,333	光熱水費 1,248 増 備品購入費 85
計	1,333				1,333	
	1,501	84			1,417	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 災害対策事務事業	1,269			500	769	光熱水費 639 増 災害時用資機材購入費 630
計	1,269			500	769	

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	870,549	1,269	871,818		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	593,562	3,862	597,424	10. 需用費	3,862
				光熱水費	1,926
				修繕料	1,936
計	720,810	3,862	724,672		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	323,349	35,222	358,571	10. 需用費	33,000
				光熱水費	33,000
				14. 工事請負費	1,782
				17. 備品購入費	440
計	392,546	35,222	427,768		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	1,269			500	769	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
5 放課後育成事業	3,862				3,862	光熱水費 1,926 増 修繕料 1,936 増
計	3,862				3,862	
	3,862				3,862	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 小学校施設維持管理事業	1,782				1,782	各小学校営繕工事費 1,782 増
3 小学校管理事務事業	33,440				33,440	光熱水費 33,000 増 管理用備品購入費 440 増
計	35,222				35,222	
	35,222				35,222	



10 款 教育費  
3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	124,929	18,812	143,741	10. 需用費	12,800
				光熱水費	12,800
				14. 工事請負費	5,847
				17. 備品購入費	165
計	174,858	18,812	193,670		

10 款 教育費  
4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 公民館費	25,258	976	26,234	10. 需用費	976
				光熱水費	976
3. 図書館費	111,414	3,353	114,767	10. 需用費	3,353
				光熱水費	3,353
計	325,350	4,329	329,679		

10 款 教育費  
5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 体育施設費	78,500	866	79,366	12. 委託料	866

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源					
		国県支出金	地方債	その他			
2 中学校施設維持管理事業	5,847				5,847	各中学校営繕工事費 5,847 増	
3 中学校管理事務事業	12,965				12,965	光熱水費 12,800 増 管理用備品購入費 165 増	
計	18,812				18,812		
	18,812				18,812		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源					
		国県支出金	地方債	その他			
2 公民館維持管理事業	976				976	光熱水費 976 増	
計	976				976		
3 図書館維持管理事業	3,353				3,353	光熱水費 3,353 増	
計	3,353				3,353		
	4,329				4,329		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源					
		国県支出金	地方債	その他			
1 体育施設維持管理事業	866				866	不動産鑑定委託料 866	

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 学校給食費	561,416	53,593	615,009	10. 需用費	52,415
				消耗品費	2,507
				光熱水費	18,778
				賄材料費	31,130
				14. 工事請負費	864
				17. 備品購入費	314
計	667,874	54,459	722,333		

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 公共施設建設 及び整備基金 費	1,057	75,810	76,867	24. 積立金	75,810
計	8,387	75,810	84,197		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	866				866	
2 給食センター活動事業	33,637				33,637	消耗品費 2,507 増 賄材料費 31,130 増
3 給食センター維持管理事業	19,642				19,642	光熱水費 18,778 増 営繕工事費 864
4 給食センター施設整備事業	314				314	給食センター備品購入費 314
計	53,593				53,593	
	54,459				54,459	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公共施設建設及び整備基金積立事業	75,810			75,810		公共施設建設及び整備基金積立金 75,810 増
計	75,810			75,810		
	75,810			75,810		

議案第 6 2 号

令和 4 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 1 号）



議案第 6 2 号

令和 4 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 1 8 3, 8 6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 2 5 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		4,284,747	465	4,285,212
	1 県補助金	4,284,746	465	4,285,211
歳	入	合	計	
		6,183,400	465	6,183,865



歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		104,733	165	104,898
	1 総務管理費	83,097	165	83,262
2 保険給付費		4,234,775	300	4,235,075
	6 傷病手当金	100	300	400
歳 出 合 計		6,183,400	465	6,183,865

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

3 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 保険給付費等交付金	4,284,746	465	4,285,211
計	4,284,746	465	4,285,211

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 特別交付金	465	特別調整交付金分（市町村分） 465 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	82,284	165	82,449	12. 委託料	165
計	83,097	165	83,262		

2 款 保険給付費

6 項 傷病手当金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 傷病手当金	100	300	400	18. 負担金、補助及 び交付金	300
計	100	300	400		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 一般管理事務事業	165	165				電算関係委託料 165 増
計	165	165				
	165	165				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 傷病手当金	300	300				傷病手当金 300 増
計	300	300				
	300	300				